

介護予防ケアプラン作成に関する 契約方法が変わります

令和6年
4月1日から

介護保険法の一部改正に伴い、令和6年4月1日より、介護サービスを利用する際に必要なケアプラン作成に関する契約方法が変更となる場合があります。

Q1 どのような改正が行われるのですか。

A1 現在、介護予防ケアプランについては、「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」が作成しており、御利用にあたっては、地域包括支援センターと契約を結んでいただいております。
今回の改正により、「市の指定を受けた居宅介護支援事業所」が、地域包括支援センターから委託を受けずにケアプランを作成できるようになります。
これにより、居宅介護支援事業所と契約を結ぶことが可能となります。

Q2 契約方法が変わる対象者はだれですか。

A2 要支援1・2のかたが対象となります。
ただし、地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成している場合は対象となりません。

Q3 改正によるサービス利用への影響はありますか。

A3 現在、地域包括支援センターと契約している「介護予防及び介護予防ケアマネジメント利用契約」について、令和6年4月1日以降、改めて契約を結ぶ必要があります。手続き方法については、担当のケアマネジャーより御説明いたします。
御利用いただいているサービス内容への影響はございませんので御安心ください。

Q4 なぜ契約を結び直す必要があるのですか。

A4 月々のサービスの利用状況により、介護予防ケアプランの作成者が変わる場合があります。その際にも、サービスの利用に支障をきたさないようにするためです。

問い合わせ
柏市役所 健康医療部 地域包括支援課 地域ケア推進担当
電話：04-7167-2318（直通）

※契約の際に、預金通帳の提示や現金の支払いを求めることはありません。